

まちづくりを支援します

中心市街地、商店街の活性化に取り組んでいる地域を、改正中心市街地活性化法等により総合的に支援します。

中心市街地の活性化を支援します

中心市街地のにぎわいを取り戻したい！
活力のあるまちづくりは地域の願いです。
人の流れを変えるために、支援策の有効な活用を。

中心市街地の活性化に意欲的に取り組む地域に対して、改正中心市街地活性化法に基づく支援策があります。市町村が中心市街地の活性化を図るための計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けた地域において商店街の活性化を図る事業などを行う場合に補助金、税制、融資等の支援を受けることができます。

中心市街地の中小商業機能を強化させるための支援を受けたい

戦略的中心市街地商業等活性化支援事業

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを実現するため、改正中心市街地活性化法に規定する認定基本計画に基づき、「都市機能の市街地集」と「中心市街地のにぎわい回復」の双方を一体的に取り組む地域（中心市街地）であって、商店街や商業者等が地権者などの幅広い関係者の参画を得て実施する商業活性化事業や、中心市街地活性化協議会の設立・運営、タウンマネジメント診断等に対して、「選択と集中」の観点から重点的に支援

問合わせ先：関東経済産業局 商業振興室 TEL. 048-600-0316 ～ 0318

中心市街地の商業活性化に取り組むため専門的な診断・サポートを受けたい

中心市街地商業活性化診断・サポート事業

改正中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化協議会及びその協議を経て取り組まれる、商店街・商業者による商業活性化事業を支援するための診断・調査・アドバイス等を実施。

問合わせ先：独立行政法人中小企業基盤整備機構

地域経済振興部 まちづくり推進課 TEL. 03-5470-1632

中心市街地の商業活性化に取り組むためのアドバイスを受けたい

中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業

改正中心市街地活性化法に基づく、中心市街地活性化協議会の協議を経て取り組む、商店街・商業者による商業活性化事業を支援するため、中小企業診断士、建築士等独立行政法人中小企業基盤整備機構に登録されたアドバイザーを派遣。

問合わせ先：独立行政法人中小企業基盤整備機構

地域経済振興部 コンサルティング課 TEL. 03-5470-1533

このほか、中心市街地に対する税制・金融の支援措置も整備されております。

問合わせ先：中小企業庁商業課：TEL. 03-3501-1929

商店街の活性化を支援します

**地域から必要とされる商店街を作りたい。
地域の生活向上のため、魅力あるプランが求められています。
地域に根ざした支援策がお役に立ちます。**

中心市街地以外の郊外部における商店街等に対しては、地域経済の発展を図るための商店街・商業機能の強化を図ることが引き続き重要なことから、裾野の広い中小企業商業の振興の観点でしっかりと支援します。

中小商業活性化のための施設整備やソフト事業に対する支援を受けたい

少子高齢化等対応中小商業活性化事業

中小小売商業者等が商店街・商業集積の活性化のため、ハード整備やソフト事業を行う際に補助を受けることができます。

問い合わせ先：関東経済産業局 商業振興室 TEL. 048-600-0316 ～ 0318

商業活性化に取り組むためのアドバイスを受けたい

商業活性化アドバイザー派遣事業

商業活性化の取組を行う際、専門家による必要なアドバイスを受けることができます。

問い合わせ先：独立行政法人中小企業基盤整備機構

地域経済振興部 コンサルティング課 TEL. 03-5470-1533

商店街振興組合の活動を支援してほしい

商店街振興組合の活動支援事業

全国商店街振興組合連合会を通じて、商店街振興組合や商店街振興組合連合会等の事業の円滑な運営を図るための指導や情報提供を受けることができます。

問い合わせ先：全国商店街振興組合連合会 TEL. 03-3553-9300

がんばる中小企業「なんでも相談ホットライン」

全国9カ所の中小企業・ベンチャー総合支援センターでは、中小企業の方が気軽に経営相談等を受けることができる電話相談窓口（ホットライン）を開設しています。

TEL. 0570-009111

受付時間 平日：午前9時～午後7時 土曜日：午前10時～午後3時

*最寄の支援センターまでの通話料は発信者側の負担となります。